

諮問番号：諮問第 67 号

答申番号：答申第 67 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡県精神保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 45 条第 3 項に基づく精神障害者保健福祉手帳不承認処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。幼児期にかかった疫痢の後遺症等により、てんかんの障害を有することとなった。読み書きそろばんがままならず、体力もない。疫痢の後遺症により、暑さに弱く、歩くことも難しい。平成 29 年 3 月に脳梗塞を患い、ひどくはないが後遺症として言語障害がある。具合が悪く、毎日通院している。医師から 2 級の診断が出ているのに 3 級となるのは納得がいかない。

2 審査庁の主張の要旨

審査請求人の障害等級を判定するに当たり、総合的に判断すると、精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の交付を認める程度の状態ではないと認められる。よって、本件処分に違法又は不当な点は認められないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、審査請求人の精神障害の状態が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号。以下「施行令」という。）で定める精神障害の状態に該当するか否かということにある。

処分庁は、手帳の障害等級判定に係る行政手続法（平成5年法律第88号）上の審査基準として、「福岡県精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準」（以下「判定基準」という。）及び「福岡県精神障害者保健福祉手帳の障害等級判定基準の運用に当たっての留意事項」（以下「留意事項」という。）を設定しているため、以下では、本件処分が法令及び審査基準に沿って適正に行われたかを判断する。

審査請求人が手帳の交付申請時に添付していた医師の診断書によると、次のことがいえる。

- (1) 精神疾患の存在については、「てんかん」の存在が認められる。
- (2) 精神疾患（機能障害）の状態については、「てんかん発作」、すなわち、てんかんによる精神神経症状があることが認められる。その程度について、てんかん発作の頻度は「不明」であること、「この2年間は発作がない」こと、2年以上前の発作であるものの「稀に」起こる「発作」も「おそらく怠薬によるもの」であることが認められる。

留意事項において、「精神疾患（機能障害）の状態を判断するに当たっては、現時点の状態のみでなく、おおむね過去の2年間の状態、あるいは、おおむね今後2年間に予想される状態も考慮する」、「てんかんの発作症状及び精神神経症状の程度の認定は、長期間の薬物治療下における状態で認定することを原則とする」とされているところ、審査請求人においては、過去2年間に於いて発作がなく、2年以上前の稀に起こる発作も怠薬の際の症状であると考えられ、薬物治療下では発作が起こったことを示す事情がうかがわれない。

よって、審査請求人の精神疾患（機能障害）の状態は、判定基準の障害等級3級（「発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの」）に該当するとは認められない。

- (3) 能力障害（活動制限）の状態については、審査請求人は、「⑥ 生活能力の状態」欄の「2 日常生活能力の判定」欄における全項目で、「自発的にできるが援助が必要」又は「おおむねできるが援助が必要」とされていること等からすると、日常生活に援助が必要であることは認められる。

しかし、留意事項において、能力障害（活動制限）については発作間欠期の精神神経症状をもとに判定することを示していることからすれば、てんかんの発作以外の精

神神経症状の認められない審査請求人に関し、能力障害（活動制限）が生じているとしても、それを唯一の精神障害であるてんかん自体から生じていると取り扱うことは困難である。

そして、診断書で「飲酒しているようであり、生活が乱れている」と記載されていることからすれば、上記能力障害（活動制限）の状態は、飲酒を原因として生じていると判断するのが合理的である。

したがって、審査請求人の能力障害（活動制限）の状態については、てんかんという精神障害の存在は認められるものの、能力障害（活動制限）が当該精神障害に由来するものとは判定しがたいため、精神障害による能力障害（活動制限）があるとは認められず、障害等級に該当しないといえる。

審査請求人の障害等級を判定するにあたって、他に考慮すべき特段の事情も認められず、そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

第 4 調査審議の経過

平成 30 年 10 月 16 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、同年 11 月 19 日の審査会において、調査審議した。

第 5 審査会の判断の理由

審査請求人は、手帳が交付されなかったことについて不服を述べていると解されるので、本件審査請求の争点は、審査請求人の精神障害の状態が、施行令で定める障害等級に該当するかということになる。

処分庁は、行政手続法上の審査基準として設定している判定基準において、障害等級の判定は、(1)精神疾患の存在の確認、(2)精神疾患（機能障害）の状態の確認、(3)能力障害（活動制限）の状態の確認、(4)精神障害の程度の総合判定という順を追って行うこととしている。

そして、障害の程度の個別具体的な判定は、医師が作成した診断書をもとに処分庁が

行うものであるが、その障害の程度に関する判定・判断は、専門的・医学的判断を前提とした処分庁の合理的な裁量に委ねられているものと解すべきである。

これらのことを踏まえて、審査請求人が手帳の交付申請時に添付していた医師の診断書に基づき、以下、判断する。

(1) 精神疾患の存在の確認

「てんかん」の存在が認められる。

(2) 精神疾患（機能障害）の状態

「てんかん発作」、すなわち、てんかんによる精神神経症状があることが認められる。その程度については、処分庁が診断書作成医師に確認した結果当該医師により追記された部分まで含めると、てんかん発作の頻度は「不明」であること、「この2年間は発作がない」こと、2年以上前の発作であるものの「稀に」起こる「発作」も「おそらく怠薬によるもの」であることが認められる。

留意事項において、「精神疾患（機能障害）の状態を判断するに当たっては、現時点の状態のみでなく、おおむね過去の2年間の状態、あるいは、おおむね今後2年間に予想される状態も考慮する」、「てんかんの発作症状及び精神神経症状の程度の認定は、長期間の薬物治療下における状態で認定することを原則とする」とされているところ、審査請求人においては、過去2年間に於いて発作がなく、2年以上前の稀に起こる発作も怠薬の際の症状であると考えられ、薬物治療下では発作が起こったことを示す事情がうかがわれない。

よって、審査請求人の精神疾患(機能障害)の状態は、施行令で定める障害等級に該当するとは認められない。

(3) 能力障害（活動制限）の状態

審査請求人は、「⑥ 生活能力の状態」欄の「2 日常生活能力の判定」欄における全項目で、「自発的にできるが援助が必要」又は「おおむねできるが援助が必要」とされていること等からすると、日常生活に援助が必要であることは認められる。

しかし、留意事項において、能力障害（活動制限）については発作間欠期の精神神経症状をもとに判定することを示していることからすれば、てんかんの発作以外の精神神経症状の認められない審査請求人に関し、能力障害（活動制限）が生じているとしても、それを唯一の精神障害であるてんかん自体から生じていると取り扱うことは

困難である。

そして、診断書で「飲酒しているようであり、生活が乱れている」と記載されていることからすれば、上記能力障害（活動制限）の状態は、飲酒を原因として生じていると判断するのが合理的である。

したがって、審査請求人の能力障害（活動制限）の状態については、てんかんという精神障害の存在は認められるものの、能力障害（活動制限）が当該精神障害に由来するものとは判定しがたいため、精神障害による能力障害（活動制限）があるとは認められず、施行令で定める障害等級に該当しないといえる。

(4) 精神障害の程度の総合判定

(2)及び(3)で述べたとおり、審査請求人については、精神障害による精神疾患(機能障害)の状態及び能力障害（活動制限）の状態ともに施行令で定める障害等級には該当しないと認められるから、処分庁が、慎重を期すため、診断書作成医師に審査請求人の状態を詳細に確認した上で審査請求人の状態を総合的に判断して障害等級には該当しないと決定したことは、処分庁の合理的な裁量の範囲内といえる。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

また、審査庁は、本件審査請求について、福岡県精神保健福祉審議会の委員に意見を求め、「原処分支持」との回答を得た上で、裁決を行おうとしており、その点からも本件処分の妥当性は担保されていると解される。

以上のことから、審理員意見書及び福岡県精神保健福祉審議会委員意見を参酌した上で本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会 第1部会

委員 大脇 成昭

委員 内田 敬子

委員 倉員 央幸